

当初計画は、1万2000人が進められた。現在、大里、葉谷地区は急激な人口増で、その人口に達しようとしているが、水道水の安定供給についての見解は。また、水府、里美地区における簡易水道の上水道化は考えているのか、取水権はどのようになっているのか、今後の水道計画について伺いたい。

水道部長 水道事業統合基本計画を策定中である。中間での考察では、平成32年度、15年後で、1日最大給水量が6900トンで、現在の認可計画給水量5000トンに対して1900トン不足するものと推定をしている。また、平成23年度には約1日500トンの水が不足すると見込んでいる。

そのため、第8次拡張事業の新設浄水場より里川右岸の配水池を経由して、久米浄水場連絡管により供給する計画としている。

簡易水道の上水道化については、水道事業に比べ、特に簡易水道事業は国庫補助採択基準が上水道よりも非常に緩やかで、補助率も有利であるので、事業統合に対し、国庫補助事業を有効に活用ができるのではないかと思う。また、地形的な問題もあり、水源の確保が非常に難しいと

いうこともある。

そういう中で、簡易水道事業でのメリットを生かして経営することが最善であると思われる。このような事業を踏まえ、合併調整方針でも、現行のとおり新市に引き継ぎ経営をするとしている。

次に、水利権については、水府地区への貯留権は、竜神ダムに3628トン、そのうち上水道として1日3024トン、そのうち、取水許可量1554トン。未使用分は1470トンである。また、工業用水として604トンの権利を有している。里美地区での水利権はない。

今後の簡易水道事業の計画は、現在、簡易水道事業統合基本計画の策定中である。今の段階で推計した結果、1人当たりの使用水量は伸びるものの、人口の減少割合が多いため、水需要はほぼ横ばいで、現有浄水施設能力で給水が可能と考えている。

しかし、水府地区は、配水池容量の不足のため、拠点給水所の整備を里美地区も含めて整備を図っていきたいと考えている。

なお、給水コストの意識も重要な要素であるので、将来的には公営企業法の適用も含めて慎重に検討してまいりたいと思う。

木村徳二議員

1 常陸太田市行政改革大綱についての考察

行政改革の基本理念の中で、意思決定や本庁と支所において平行的に執行、また、常陸太田市土地開発公社は十二月議会で廃止が議決されているが廃止を含め抜本的改革を積極的に取り組むと表現されている理由、給与の適正化、職務、職責に応じた俸給構造への転換について、企業職員の給与の適正化、行政職、技能職の格差についての考え方を伺いたい。

市長 行革大綱の中に示した意思決定の表現は、議決の内容をたがえることのないように実行していくということである。そのような趣旨を踏まえて、住民の多様化する行政需要に、迅速、的確に対応できるように行政組織の機構改革を行っていく目的で、記載したものである。

次に「組織の合理化及び平行的執行」の意味は、現在の組織機構は、各地区に事業担当課がそれぞれ配置を

され、建設事業、農政事業等を実施している。事務担当課の組織及び人員を集約して効率化を図る意味において、「合理化及び平行的執行」という言葉を使ったわけである。

土地開発公社の廃止も含め抜本的な改革を検討という表現は、行革大綱は、1月に発効しているが、12月定例議会で公社の廃止の議決後、県知事に対して廃止の許可の申請をし、1月31日、県知事から廃止の認可がされている。1月時点では、最終の決定に至っていないだったので、このような表現になった。ただし、廃止の方向の議決はされているので、公社として抜本的な改革という表現は適切ではなかったかということも反省している。

次に、給与の適正化に関する「職務、職責に応じた俸給構造への転換」については、平成18年度から実施される給与構造改革の一環で、職員の職務内容と責任を明確にし、職員の能力評価や目標管理に基づく業務評価の導入により、職員の勤務成績や実績が給与に的確に反映される給与制度を構築するもので、より一層積極的な行政改革の推進に努めることをねらいとしたものである。

技能労務職の給与の適正化は、国家公務員や他の市町村、民間企業における同種の職員との均衡に配慮し、

お願いしており、保護者への連絡事項も含めて、原則として直接引渡しとしている。

不審者対策は、現在、設置している児童クラブは学校の敷地内にあることから、特別な対策はしていないが、今後、防犯スプレー等の設置を検討していきたい。

夏場の暑さ対策については、レンタルの話もあったが、冷房用エアコンの設置など、その辺も含めて検討してまいりたい。

今後の取り組みは、地域ニーズや小学校の状況を把握しながら、放課後児童クラブの拡充や、児童の健全育成の観点から内容の充実について検討をしてまいりたいと考えている。

3 地域審議会について

合併に伴い、旧金砂郷町、水府村、里美村それぞれの地域で地域審議会が設置されたが、合併後、この審議会がどのような内容で開催されてきたのか、そして、市長はその諮問機関として、その重要性についてどのように認識されておられるのか伺いたい。

市長 地域審議会は、今日までに4回開催し、第1回は、3地区合同により、地域審議会及び新市建設計

画の概要説明、第2回目は、各地区の主要事業、新総合計画策定の基本方針、第3回は、国民健康保険税の統一、2月には、第4回として介護保険料について、審議をしていただいてる。今後も、地域のさまざまな意見をいただくために、所掌以外の事項についても審議会会長と協議を行いながら必要に応じて開催を図ってまいりたいと考えている。

なお、開催に当たっては、委員の皆様活発な発言をいただけるように、審議事項によっては資料の事前配付に努めてまいりたい。また、地域の住民の皆様への周知については、原則公開で行っている中で、市からお知らせ版、ホームページなどに合わせて、期間的な問題が生じた場合には、地域内の回覧等を利用して周知を図り、傍聴も勧めてまいりたいと考えている。

成井小太郎議員

1 常陸太田市の都市計画について

金砂郷南部地区に当たる大里、葉谷地区は、旧金砂郷時代、民間

活力を取り入れ近年、宅地開発が進み、小規模開発で、何ら規制もなく、道路問題や大雨時の水害の問題も出ており、今後の下水道整備にも支障があると思う。そこで、この地区の都市計画調査の日程、検討内容について。また、この地区の農地に対する規制と都市計画税などはどのようなものか伺いたい。

建設部長 都市計画区域外の金砂郷地区の葉谷、大里地区については、平成18年度、現況調査を行い、地区の計画的、合理的な土地利用を図るための制限、誘導等の方策を検討してまいりたい。

18年度前半、9月ごろまでに地区の現況、基礎データの整理を行いたいと考えている。あわせて、上位計画、関連計画の把握ということで、新市建設計画、新総合計画、旧金砂郷町の総合計画等から主要な施策を整理する。

その後、これらの調査をもとに、都市計画の方針に関する検討を行ってまいりたい。現況及び各種計画に基づく将来動向を考慮しながら、都市計画の必要性、指定する場合は、その内容、しない場合はそれにかわって必要となる施策について整理することになる。

また、都市計画の検討に際し、地

域住民、茨城県、市内部関係課等に對して説明や協議を行い、合意形成を図ってまいりたい。これら合意形成がなされた後には、都市計画の方針を受けて、施策の推進に必要な説明会あるいは公聴会、法手続を進める予定で考えている。

また、農地に対する規制については、農地の耕作は、今までどおり耕作することには特に支障はない。しかし、規制をした場合、宅地にするとか、あるいは開発行為を行うとか、そういう場合には、当然今までと同じように農地転用とか農業振興地域の除外申請はすることになり、都市計画法あるいは建築基準法に基づいて、指導が当然発生するので、開発行為の面積の制限、建築基準法に基づく建築確認申請の手続では、許可制になるかと思う。

都市計画税の課税は、市街化区域に線引きをした場合は、対象となる。しかし、当該区域をそこまで規制する区域にするかどうかについては、調査後、検討した中で判断したいと考えている。

2 上水道事業及び簡易水道事業の計画について

旧金砂郷地区の水道供給人口の